

残された論点に関する検討用たたき台

1 評価者

(基本方針)

- 第一次評価者としては、地方裁判所・家庭裁判所所属の裁判官については地方裁判所・家庭裁判所所長、高等裁判所所属の裁判官については高等裁判所長官とする。
- 第二次評価者を設定するか否かについては、地方裁判所・家庭裁判所所属の裁判官については、所長を第一次評価者とし、高等裁判所長官を第二次評価者とする。高等裁判所所属の裁判官については、高等裁判所長官による第一次評価のみとし、第二次評価は行わない。
- 第二次評価者の役割としては、第二次評価者が自ら得た情報に基づく評価の調整と補充とする。具体的には、第二次評価者は、第一次評価者が行った評価について、文章式(自由記載方式)でコメントを付すことが考えられる。

(検討に当たっての視点)

- 裁判官の人事評価の制度的な枠組みを考えると、評価

者を誰にすべきかという問題は、多くの裁判官に関する評価情報を適切かつ円滑に収集し選別することができるのは誰かという合目的的な観点から検討するのが適當。また、評価形式や面談、不服がある場合の手續等の仕組みとの整合性を踏まえる必要がある。

(論点事項)

- 「評価権者」という用語について
- 誰を評価者とすべきか。
 - ・ 4つの考え方—第10回研究会配付資料「評価権者」参照
 - A 地家裁所属の裁判官については所長、高裁所属の裁判官については長官とする考え方
 - B 部総括裁判官とする考え方
 - C 裁判官により構成される委員会又は裁判官会議とする考え方
 - D 裁判官の相互評価とする考え方

- 第一次評価者に加え，第二次評価者を設定すべきか否か。
- 第二次評価者の役割をどうするか。
 - ・ 第15回研究会配付資料「人事評価の本人開示の方法・不服がある場合の手続（検討用たたき台）」では，第一次評価の調整及び補充として位置付けている。

（参考）

○ 諸外国における裁判官の評価者

- ・ ドイツ（ラインラント・プファルツ州，ノルトライン・ヴェストファーレン州）

ドイツのラインラント・プファルツ州においては，裁判官の評価者は，「直接の上官」とされ，具体的には，地方裁判所及び区裁判所所属の裁判官については地方 裁判所長，地方裁判所長及び高等裁判所所属の裁判官については高等裁判所長官とされている。加えて，その評価書面には，「上級庁の所見」欄が設けられている。ノルトライン・ヴェストファーレン州においても，ほぼ同様である。

- ・ フランス

フランスの司法官の評価は，裁判所の長（所属裁判所の所長及び控訴院長）により行われている。例えば，大審裁判所の裁判官の場合には，大審裁判所所長が勤務 評定書を作成して被評価者が作成した書面と共に控訴院に送付し，控訴院長は，被評価者を知っている他の司法官に対して書面で所見を求め，以上の書面をもとにして，被評価者の評価を行う。

2 「裁判所外部の見方に配慮しうるような適切な方法」

（基本方針）

○ 裁判所外部から裁判官の職務の遂行に関し情報をもたらされることがあるが、第一次評価者は、そのような情報(ただし、裁判の内容にわたる事項を除く。)について、裁判官の職権行使の独立に配慮しつつ、取捨選択の上、評価に活用する。

○ 第一次評価者がそれらの情報を評価に活用するについては、被評価者本人に事実関係を確認した上で評価に取り入れることが必要である。

○ なお、当事者、代理人等裁判所外部の者からもたらされる裁判官の職務の遂行に関する情報の中には、裁判官の執務一般に関する問題や裁判所の運営に関する問題に対する意見が含まれていることがあるが、それらについては、評価の問題と切り離して、裁判官の執務や裁判所運営に生かすことが望まれる。

(検討に当たっての視点)

○ 審議会意見にある「裁判所外部の見方に配慮しうるような適切な方法」を検討するに当たっては、どのような方法に

よって 外部の見方を評価情報として取り入れていくのか、また、収集された情報の価値をどのように吟味するのが問題となる。加えて、裁判所外部の見方を取り入れることによって、裁判官の職権行使の独立に影響を及ぼすことがないように留意する必要がある。

(アンケート調査)

○ 裁判官の評価に関する代理人、当事者等への質問票を送付する方法による調査(アンケート調査)については、第12回研究会においては、審議会における議論において指摘されている問題点、裁判官の独立に与える影響等から、これを導入することについては慎重な意見が多かったが、どうか。

(参考)

- 審議会における議論—第11回研究会配付資料「評価方法に関する司法制度改革審議会における委員の意見」参照
- 当研究会における議論—第12回研究会協議内容(抜粋)参照
- 裁判官の意見—第10回研究会配付資料「評価情報の収集方法」参照
- 諸外国の裁判官の人事評価制度における例
 - ・ ドイツ, フランス
 - 人事評価の過程に裁判所外部の見方を取り入れるための方策は採用されていない。

- ・ アメリカ

州の中には、裁判所の各種委員会や法律家協会が、弁護士や陪審員、裁判所関係者等に対し、質問票を送付したり、ヒアリングを実施するなどして、評価を行っている州もある。その主たる目的は、裁判官の教育、能力の向上にあり、また、裁判官の再任、選挙・信任投票の際の参考資料の提供が目的とされている州もある。